

非課税証明書を提出される方へ

住民税非課税証明書を提出する方（※）で、以下の条件ア及びイのどちらも満たす場合は、受給している公的給付の年額を確認できる書類（証書や支払通知書等の写し）を提出してください。

（※） 次の2つの場合が対象となります。

- ① 受診者の医療保険が「国民健康保険（国民健康保険組合を含む）」で、受診者と同じ保険の加入者全員が非課税の場合。
ただし、受診者の医療保険が「国民健康保険」で、申請者の医療保険が「後期高齢者医療制度」の場合は、受診者と同じ保険の加入者全員及び申請者が非課税であれば、提出の対象となります。
- ② 受診者の医療保険が「被用者保険」で、受診者が加入する医療保険の被保険者及び受診者が非課税の場合

条件ア 申請者の住民税非課税証明書の「合計所得金額」（年金収入分除く）と「年金収入額」の合計が80万円以下

条件イ 申請者が次の名称を含む給付を受けている

[給付の名称]

障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金、障害年金、
障害厚生年金、障害手当金、遺族厚生年金、障害共済年金、
障害一時金、遺族共済年金、（障害による）特例年金給付、
特別障害給付金、障害補償給付、障害給付、障害補償、
特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当、
福祉手当

※ 住民税非課税証明書の「合計所得金額」（年金収入分を除く）と「年金収入額」の合計額に、公的給付の額を足した額が80万円以下か超かで、自己負担上限額の階層区分を判定します。

[80万円以下の場合の階層] 低所得Ⅰ（自己負担上限額1,250円）

[80万円超の場合の階層] 低所得Ⅱ（自己負担上限額2,500円）